

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第一条 住民基本台帳法施行細則（平成十四年広島県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（自己の本人確認情報等の開示）</p> <p>第二条 法第三十条の三十二第二項（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の規定による自己に係る本人確認情報又は附票本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記様式第一号による本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書によって行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>一 本人 運転免許証、健康保険の資格確認書、旅券その他本人の氏名及び住所が記載されている書類であって知事が適当と認められるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>第三条 法第三十条の三十二第二項（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の規定する開示請求をした者に対する開示は、別記様式第二号による本人確認情報（附票本人確認情報）確認書によって行うものとする。ただし、開示請求をした者から申出があった場合において、知事が適当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>（自己の本人確認情報等の訂正）</p> <p>第四条 法第三十条の三十五（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する自己の本人確認情報又は附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等申出」という。）は、別記様式第三号による本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書によって行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五条 法第三十条の三十五の規定による訂正等申出をした者に対する通知は、別記様式第四号による本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等結果通知書によって行うものとする。</p>	<p>（自己の本人確認情報の開示）</p> <p>第二条 法第三十条の三十二第一項の規定による自己に係る本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記様式第一号による本人確認情報開示請求書によって行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>一 本人 運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他本人の氏名及び住所が記載されている書類であって知事が適当と認められるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>第三条 法第三十条の三十二第二項に規定する開示請求をした者に対する開示は、別記様式第二号による本人確認情報確認書によって行うものとする。ただし、開示請求をした者から申出があった場合において、知事が適当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>（自己の本人確認情報の訂正）</p> <p>第四条 法第三十条の三十五に規定する自己の本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等申出」という。）は、別記様式第三号による本人確認情報訂正等申出書によって行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五条 法第三十条の三十五の規定による訂正等申出をした者に対する通知は、別記様式第四号による本人確認情報訂正等結果通知書によって行うものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第2条関係）

本人確認情報(附票本人確認情報)開示請求書

(略)

住民基本台帳法第30条の32第1項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり自己の本人確認情報(附票本人確認情報)の開示を請求します。

(略)

注1 本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健康保険の資格確認書、旅券等)を提示又はその書類の写しを添付すること。

注2・3 (略)

様式第2号（第3条関係）

本人確認情報(附票本人確認情報)確認書

あなたの本人確認情報(附票本人確認情報)は、以下のように記録されています。

(略)

注 (略)

改正前

別記様式第1号（第2条関係）

本人確認情報開示請求書

(略)

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり自己の本人確認情報の開示を請求します。

(略)

注1 本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等)を提示又はその書類の写しを添付すること。

注2・3 (略)

様式第2号（第3条関係）

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

(略)

注 (略)

様式第3号 (第4条関係)

本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等申出書

(略)

住民基本台帳法第30条の35(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり自己の本人確認情報(附票本人確認情報)の訂正(追加、削除)を申し出ます。

(略)

注1 本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健康保険の資格確認書、旅券等)を提示又はその書類の写しを添付すること。

注2・3 (略)

様式第3号 (第4条関係)

本人確認情報訂正等申出書

(略)

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり自己の本人確認情報の訂正(追加、削除)を申し出ます。

(略)

注1 本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等)を提示又はその書類の写しを添付すること。

注2・3 (略)

様式第4号 (第5条関係)

本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等結果通知書

(略)

住民基本台帳法第30条の35(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり 年 月 日付けで申出があった本人確認情報(附票本人確認情報)の訂正等の結果を通知します。

(略)

注 (略)

様式第4号 (第5条関係)

本人確認情報訂正等結果通知書

(略)

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり 年 月 日付けで申出があった本人確認情報の訂正等の結果を通知します。

(略)

注 (略)

第二条 住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p> <p>第八条 条例別表第一の三十三の項の規則で定める届出又は報告は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 条例別表第一の三十四の項の規則で定める資金は、広島県看護師等修学資金貸付規則第一条の規定による資金とする。</p> <p>3 条例別表第一の三十五の項の規則で定める資金は、広島県高齢者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(平成六年広島県規則第十六号)附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた広島県高齢者住宅整備資金貸付規則(昭和五十七年広島県規則第三十七号)附則第二項の規定によりなお従前の例によるとされた同規則の施行の日前に貸付けの決定のあつた老人居室整備資金とする。</p> <p>4 条例別表第一の三十六の項の規則で定める資金は、広島県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(平成六年広島県規則第三十八号。以下この項において「廃止規則」という。)による廃止前の広島県障害者住宅整備資金貸付規則(昭和五十三年広島県規則第七十一号)第七条の規定による貸付けの決定を受けている者について、廃止規則附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた広島県障害者住宅整備資金貸付規則第一条に規定する資金とする。</p> <p>5 条例別表第一の四十一の項の規則で定める貸付けは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6 条例別表第一の四十二の項の規則で定める審査は、知事が別に定める表彰を受ける者(候補者を含む。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認についての審査とする。</p>	<p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p> <p>第八条 条例別表第一の三十四の項の規則で定める届出又は報告は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 条例別表第一の三十五の項の規則で定める資金は、広島県看護師等修学資金貸付規則第一条の規定による資金とする。</p> <p>3 条例別表第一の三十六の項の規則で定める資金は、広島県高齢者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(平成六年広島県規則第十六号)附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた広島県高齢者住宅整備資金貸付規則(昭和五十七年広島県規則第三十七号)附則第二項の規定によりなお従前の例によるとされた同規則の施行の日前に貸付けの決定のあつた老人居室整備資金とする。</p> <p>4 条例別表第一の三十七の項の規則で定める資金は、広島県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(平成六年広島県規則第三十八号。以下この項において「廃止規則」という。)による廃止前の広島県障害者住宅整備資金貸付規則(昭和五十三年広島県規則第七十一号)第七条の規定による貸付けの決定を受けている者について、廃止規則附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた広島県障害者住宅整備資金貸付規則第一条に規定する資金とする。</p> <p>5 条例別表第一の四十二の項の規則で定める貸付けは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6 条例別表第一の四十三の項の規則で定める審査は、知事が別に定める表彰を受ける者(候補者を含む。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認についての審査とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の住民基本台帳法施行細則に規定する様式で行われている請求その他の手続は、同条の規定による改正後の住民基本台帳法施行細則に規定する様式で行われている請求その他の手続とみなす。